

公立大学法人広島市立大学監事監査規程

平成22年4月1日

規程第75号

目次

- 第1章 総則（第1条—第9条）
- 第2章 監査計画（第10条・第11条）
- 第3章 監査の実施（第12条—第17条）
- 第4章 監査結果報告書等（第18条—第22条）
- 第5章 雑則（第23条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第13条第4項の規定により監事が行う公立大学法人広島市立大学（以下「法人」という。）の業務の監査（以下「監査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（監査の目的）

第2条 監査は、法人の業務について適正かつ効率的な運営に資することを目的とする。

（監事の基本的姿勢）

第3条 監事は、公正な立場で適切に監査を実施することにより、法人の業務の適正かつ効率的な運営を確保するよう努めなければならない。

2 監事は、監査機能の充実及び強化を図るため、積極的に監査に必要な情報入手するよう努めなければならない。

3 監事は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（監査の対象）

第4条 監査は、法人の業務及び会計の執行状況について行う。

（監査事項）

第5条 前条に規定する監査の対象は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務方法書、規程等の整備状況及び実施状況に関する事項
- (2) 中期計画、年度計画、予算、収支計画及び資金計画の実施状況に関する事項

- (3) 組織運営及び人事管理の適法性及び妥当性に関する事項
- (4) 決算報告書及び財務諸表の真実性及び妥当性に関する事項
- (5) 資産の取得、管理及び処分等の適法性及び妥当性に関する事項
- (6) 債権の管理の適法性及び妥当性に関する事項
- (7) 役員及び職員の給与、諸手当等の適法性及び妥当性に関する事項
- (8) 業務効率化の状況に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、法人の業務及び会計の執行状況の監査に関し必要な事項

(監査の種類)

第6条 監査は、定期監査及び臨時監査とする。

2 前項の定期監査のうち、業務監査は第10条に規定する監査計画に基づき毎事業年度に1回、会計監査は毎事業年度決算時に行う。

3 第1項の臨時監査は、特定の事項について監事が必要と認める場合に行う。

(監事の事務補助)

第7条 監事は、必要と認めるときは、理事長の承認を得て、事務局総務室の事務職員に監査の事務を補助させることができる。

2 監査の事務を補助する職員は、正当な理由なく業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

3 理事長は、監査の事務を補助する職員の独立性を確保するものとする。

(会計監査人との連携)

第8条 監事は、会計監査人と密接な連携を保ち、情報交換を行い、効率的な監査を実施するよう努めなければならない。

2 監事は、必要に応じ、会計監査人と会合を持ち、報告を受け、意見交換を行うものとする。

3 監事は、会計監査人から会計事務に関して不正な行為又は法令、諸規程等に違反する重大な事実がある旨の報告を受けた場合には、必要な調査を行い、助言又は勧告等の必要な措置を講じるものとする。

(監事への報告)

第9条 役員（監事を除く。以下同じ。）又は職員（以下「役職員」という。）は、業務上の事故又は異例の事態が発生したとき又は法人に著しい損害が発生するおそれがあると認めるときは、速やかにその旨を口頭又は文書で監事に報告しな

ければならない。

- 2 役職員は、他の役職員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法、他の法令、広島市の条例若しくは規則若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、速やかにその旨を口頭又は文書で監事に報告しなければならない。
- 3 監事は、前2項の報告を受けたときは、その調査を行い、必要に応じて助言又は勧告を行うことができる。

第2章 監査計画

(監査計画)

第10条 監事は、毎事業年度の初めに監査の実施に関する計画（以下「監査計画」という。）を作成するものとする。ただし、必要に応じて行う臨時監査については、この限りでない。

- 2 監事は、監査計画を作成し、若しくは変更したとき又は臨時監査を行う必要があると認めるときは、速やかに理事長に通知しなければならない。

(監査計画の内容)

第11条 前条第1項に規定する監査計画の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 監査の基本方針
- (2) 監査の重点項目
- (3) 監査の対象部局等
- (4) 監査の実施期間
- (5) 監査の方法
- (6) 監査従事者

第3章 監査の実施

(監査の実施)

第12条 監事は、監査計画に基づき監査を実施する。

(監査の方法)

第13条 監査は、書面監査及び実地監査その他適宜の方法により行うものとする。

(書類の調査)

第14条 監事は、法人が法の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令及び広島市の規則で定める書類を市長に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。

(重要な会議への出席)

第15条 監事は、経営審議会、教育研究評議会その他の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

2 前項の会議に出席しない場合は、監事は、役職員から審議事項についての説明を受け、関係資料を閲覧することができる。

(役員等への質問)

第16条 監事は、監査を行うため必要がある場合は、役職員に対して、業務運営に関し質問を行い、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

2 役職員は、監事及び第7条に規定する事務職員に協力しなければならない。

(文書の閲覧)

第17条 監事は、法人の業務運営に関する重要な文書を閲覧することができる。

第4章 監査結果報告書等

(監査結果報告書)

第18条 監事は、監査終了後遅滞なく監査結果報告書を作成し、理事長に提出するものとする。

2 前項の監査結果報告書の内容は、次に掲げる事項とする。

(1) 監査結果の概要

(2) 是正又は改善を要する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(監査後の措置)

第19条 理事長は、監査結果報告書に是正又は改善を要する事項がある場合は、速やかに是正又は改善の措置を講じなければならない。

2 監事は、理事長に対し、前項の措置の状況等について、文書又は口頭による報告を求めることができる。

(理事長への意見の具申)

第20条 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長に意見を具申することができる。

(市長への意見の提出)

第21条 監事は、法第13条第9項の規定により、監査の結果に基づき、市長に対して意見を提出する場合は、あらかじめ理事長にその旨を通知するものとする。

(理事長等への報告)

第22条 監事は、法第13条の2の規定により、役員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法、他の法令、広島市の条例若しくは規則若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事長に報告するとともに、市長に報告しなければならない。

第5章 雑則

(規程の改正)

第23条 理事長は、この規程を改正しようとする場合は、あらかじめ監事の意見を聴かなければならない。

(委任)

第24条 この規程に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、あらかじめ監事の意見を聴いて理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。